

鳥取市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第37号

鳥取市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

鳥取市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年鳥取市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「規定する児童発達支援をいう。以下同じ」を「規定する児童発達支援をいう」に、「医療型児童発達支援をいう。以下同じ」を「医療型児童発達支援をいう」に、「放課後等デイサービスをいう。以下同じ」を「放課後等デイサービスをいう」に、「及び保育所等訪問支援（同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ）」を「、居宅訪問型児童発達支援（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第6項に規定する保育所等訪問支援をいう）」に改める。

第27条第2項中「指定療養介護事業者」を「療養介護事業者」に、「指定療養介護事業所」を「療養介護事業所」に改める。

第43条の次に次の1条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第43条の2 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第47条第2項中「指定療養介護事業者」を「生活介護事業者」に、「指定療養介護事業所」を「生活介護事業所」に改める。

第51条中「、規則第6条の7第1号に規定する者に対して」を削る。

第55条中「第44条」を「第43条の2」に改める。

第56条中「、規則第6条の7第2号に規定する者に対して」を削る。

第60条中「第44条」を「第43条の2」に改める。

第64条の次に次の1条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第64条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第65条第2項中「(障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を削る。

第69条中「第42条」の次に「、第43条、第44条」を加える。

第90条第1項中「通所支援基準」を「指定通所支援基準」に改める。

附則第2条第1項中「第3条第1号」を「第3条第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。